

令和4年度第2回鹿児島市個人情報保護審議会 会議概要

日 時	令和4年10月27日（木） 10時～11時40分
場 所	市役所西別館2階 202会議室
出席者	委員（4名出席 1名欠席）
市出席者	事務局： 総務課長、総務課法制係長、総務課法制係主任
会 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長選出 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 要配慮個人情報の収集に関すること（法令等に収集根拠があるもの） イ 個人情報の漏えい等事案一括公表 (2) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> 鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> 自衛隊員募集に係る適齢者情報の提供方法の変更について 5 閉会
議事概要	<p>【3(1) 報告事項】</p> <p>○要配慮個人情報の収集に関すること（法令等に収集根拠があるもの）について、5件の報告を行った。 ⇒報告内容について了解 必要配慮個人情報の収集に関すること（審議会協議を要するもの）について、審議会に諮るべき事項はなかった。</p> <p>○10月6日に公表した個人情報の漏えい等事案の概要について、報告を行った。 ⇒報告内容について了解 （委員より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所に限らず様々な場面で発生している。根絶は難しいが、発生防止に取り組まなければならない。 <p>【3(2) 協議事項】</p> <p>○鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての諮問を受け、協議を行った。 ⇒協議の結果、基本的な方針について当局案を了解することとした。 （委員より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法の建前上、審議会の権限も変わるようになるが、法適用後も、市の個人情報の取扱いについて、審議会できちんとチェックしていくことは必要。 <p>【4 その他】</p> <p>○自衛隊員募集に係る適齢者情報の提供方法の変更について意見を伺った。 ⇒（委員より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上、名簿提供がやむを得ないのであれば、除外申請の仕組み（広報、手続等）をしっかりとすべき。 ・自衛隊と覚書を交わすなど、提供した名簿の取扱いをしっかりとしなければならない。